

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

花と星と水につつまれた「ふるさと夢町みさと」の創造計画
- 活力とゆとりに満ちた＜理想郷＞を目指して -

2. 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県・和歌山県海草郡美里町

3. 地域再生計画の区域

和歌山県海草郡美里町の全域

4. 地域再生計画の目標

本町は、和歌山県の北部に位置し、周辺を山々に囲まれ、年間を通し溢れるような緑と四季折々の草花に恵まれ、貴志川水系の各支流の流れなど豊かな自然環境を有する農山村地域であり、世界遺産に登録された霊峰高野山への登山街道宿場町として栄えた町である。こうした自然は、心和む風景として、町民の日常生活に溶け込み身近に親しまれている。また、多数の貴重な文化的資産や多彩な祭りや豊富な民話・伝説が多く残されている。

しかし近年、過疎化と高齢化が急速に進行しており、農林業の担い手の減少に歯止めがかからないことから、地域活力が低下し、休耕地、耕作放棄地が増加している状況にある。また、林業の担い手不足を主因とする未整備森林の増加とそれに伴う山地災害の増加が大きな問題となっている。

さらに、地域の高齢化により、病院や役場など主要施設へのアクセス条件の改善や、救急車等の緊急車両等の通行確保など、高齢者が健康で自らの能力を積極的に発揮し、生き甲斐を持って安心して暮らせる地域づくりが急務となっている。

しかし、本町の交通手段は道路網しかなく、集落間を結ぶ町道は山間部を縫うように連絡しており、屈曲部や狭隘箇所、不安定な法面などが多く、走行性や安全性が低く対向や大型車の通行が困難で早急な整備が必要とされている。

このため、町道整備を推進し高齢者が生き活きと活動できるよう地域生活道のネットワーク強化を図り、集落間及び集落から主要施設までの通行の安全性を確保し、人的及び物的交流を促進することにより都市交流を図るとともに、災害時の連絡路の確保など生活環境を改善する。

また、林道整備を促進し森林へのアクセスを軽減することにより、森林整備を促進し、林業の振興及び森林の持つ公益的機能の強化を図る。

以上のように、当地域に存在する問題点を解消し活性化を図る為には、道路網の整備が重要な位置づけとなっており、町道・林道を総合的に整備することにより、道路ネットワークの強化による地域内の連携と交流を進め、活力とゆとりに満ちた町づくりを推進する。

(目標1) 円明時地区から国道370号線までのアクセス時間の短縮及び対向時の後退箇所の減少(40分→30分、4箇所→0箇所)

(目標2) 森林施業の推進(間伐実施量の15%の増加)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

急速に進む高齢化対策として、「町道谷線」を集中的に整備することにより山村地域から医療機関までの緊急車両のスムーズな通行確保は勿論のこと、集落間の人的・物的交流促進が図られることにより、山村地域の活性化が図れる。

また、「林道毛原線」の整備を進めることにより、森林へのアクセスを軽減し、森林施業の効率化及び遅れている間伐施業の早急な実施はかれることから、森林の持つ公益的機能の強化が図られる。

さらに、「緑の雇用事業」により、生活環境の整備が整い都会からのUJターン者の定住を促進し、山間集落の若返りにより活力の再生につなげるものである。

支援措置に係わる必要な手続き

町道谷線 道路法第8条第1項に規定する市町村道に昭和61年9月17日に認定。

林道毛原線 森林法に基づく紀北地域森林計画に昭和57年4月1日に記載。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域) 事業主体]

・町道 (美里町) 美里町

・林道 (美里町) 美里町

[事業期間]

・町道 (平成18年度～21年度)、林道(平成17年度)

[整備量及び事業量]

- ・町道 1.5 km、林道 134 m
- ・総事業費 6億1千170万円
 - 町道 6億円(うち交付金3億円)
 - 林道 1千170万円(うち交付金585万円)

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の処置を活用するほか、地域再生計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

・町単独事業の活用

町道谷線の不安定法面の早期復旧をはかり、通行車両の安全を図る。

・緑の雇用事業の活用

グリーンワーカー育成研修事業(県単独)において、森林組合の新規就業者(1名)を受け入れる。

環境林担い手づくり事業(県単独)により、林道従事者の育成及び貴志川水系の環境林整備を図る。

県外からの新規林業就業者に対し町営住宅を斡旋するなどの支援を行う。

6. 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係わる評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに達成状況の評価・改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し。